財務諸表

第15期

自 2017年7月 1日 至 2018年6月30日

> 活動計算書 貸借対照表 財産目録

特定非営利活動法人 ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

2017年度 活動計算書

2017年 7月 1日から 2018年 6月 30日まで

特定非営利活動法人 ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン (単位:円)

			(単位:円)
科目	金	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	預
I 経常収益			
1 受取会費	404.000		
正会員受取会費	161,000	4 505 000	
替助会員受取会費 2. 受取家财金	1,404,000	1,565,000	
2 受取寄附金 受取寄附金	13,940,062	13,940,062	
3 受取助成金等	13,940,002	13,940,002	
受取民間助成金	1,228,500	1,228,500	
4 事業収益	1,220,000	1,220,000	
国内外の貧困解消及び緊急援助の			
ための人材派遣事業(GV事業)	75,563,000	75,563,000	
5 その他収益			
受取利息	4,742		
為替差益	76,784		
その他	339,760	421,286	00 747 040
経常収益計			92,717,848
II 経常費用 1 事業費			
	16,192,225		
法定福利費	2,409,440		
福利厚生費	13,980		
通勤費	1,168,115		
教育訓練費	534,808		
人件費計	20,318,568		
(2)その他経費	222.224		
工事費	906,961		
寄付金 保険料	54,964,184 56,227		
地代家賃	2,816,253		
水道光熱費	204,910		
消耗品費	1,107,843		
減価償却費	224,987		
旅費交通費	4,150,711		
会議費	2,212		
通信費	571,494		
郵便•荷造運賃	84,187		
広告宣伝費 ※発表式弗	399,650		
業務委託費 銀行手数料	897,090 218,764		
歌刊于数件 諸会費	96,921		
その他経費計	66,702,394		
事業費計	30,. 32,001	87,020,962	
2 管理費		, -,-,-	
(1)人件費			
給料手当	3,172,626		
法定福利費	502,848		
福利厚生費	26,848		
通勤費	111,157		
教育訓練費 人件費計	223,693 4,037,172		
人件負託 (2)その他経費	4,037,172		
(△)(◇ 心性貝			

保険料	5,853		
地代家賃	423,747		
水道光熱費	30,832		
消耗品費	34,414		
減価償却費	33,853		
旅費交通費	7,040		
会議費	30,123		
通信費	30,405		
郵便・荷造運賃	10,083		
経営指導料	2,636,236		
業務委託費	514,834		
弁護士会計士等報酬	1,296,000		
租税公課	4,570		
銀行手数料	94,279		
諸会費	23,879		
日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	5,176,148		
その他経貨制 管理費計	3,170,140	0.242.220	
		9,213,320	06 224 202
経常費用計			96,234,282
当期経常増減額			△ 3,516,434
税引前当期正味財産増減額			△ 3,516,434
法人税、住民税及び事業税			0
前期繰越正味財産額			28,729,597
次期繰越正味財産額			25,213,163

2017年度 貸借対照表

2018年6月30日 現在

特定非営利活動法人 ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

(単位:円)

_			(単位:円)
科 目		金額	
I 資産の部			
1 流動資産 現金及び預金 前払費用 流動資産合計	40,917,971 332,317	41,250,288	
2 固定資産 (1)有形固定資産 建物 什器備品 有形固定資産計	467,222 410,661 877,883		
(2)投資その他の資産 敷金 保証金 投資その他の資産計 固定資産合計	1,000,000 1,000,000 2,000,000	2,877,883	
資 産 合 計			44,128,171
Ⅱ 負債の部 1 流動負債	4000		
未払費用 前受金 預り金 流動負債合計	4,320,751 11,920,000 2,674,257	18,915,008	
2 固定負債 固定負債合計		0	
負債合計		ÿ	18,915,008
Ⅲ 正味財産の部 前期繰越正味財産		28,729,597	
当期正味財産増減額 正味財産合計		△ 3,516,434	25,213,163
負債及び正味財産合計			44,128,171

2017年度 財産目録

2018年6月30日 現在

特定非営利活動法人 ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

(単位:円)

			(単位:円)
科 目		金額	
 I 資産の部 1 流動資産 現金及び預金 普通預金 三菱UFJ銀行 新宿西支店 普通預金 三菱UFJ銀行 新宿西支店(米ドルロ) 普通預金 三井住友銀行中野坂上支店 郵便貯金 前払費用 流動資産合計 	38,479,050 1,392,323 137,078 909,520 332,317	41,250,288	
2 固定資産 (1)有形固定資産 電気·電話工事 電話設備 有形固定資産計	467,222 410,661 877,883		
(2)投資その他の資産 敷金 保証金 投資その他の資産計 固定資産合計 資産合計	1,000,000 1,000,000 2,000,000	2,877,883	44,128,171
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債 未払費用 前受金 預り金 流動負債合計	4,320,751 11,920,000 2,674,257	18,915,008	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負 債 合 計			18,915,008
正味財産			25,213,163

財務諸表の注記

1 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法 定額法を採用しています。
- (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理 該当事項はありません。
- (3) ボランティアによる役務の提供 該当事項はありません。
- (4) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税込方式によっています。
- 2 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下の通りです。 当法人の正味財産は25,213,163円ですが、そのうち794,943円は、下記のように使途が特定されています。 したがって使途が制約されていない正味財産は24,418,220円です。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
東京都内での低所得高齢 者、障がい者への居住支 援における布団提供事業	公益財団法人 森村豊明会	0	1,228,500	433,557	794,943	
合 計		0	1,228,500	433,557	794,943	

3 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物	522,504	0	0	522,504	△ 55,282	467,222
什器備品	1,795,512	0	0	1,795,512	△ 1,384,851	410,661
投資その他の資産						
敷金	1,000,000	0	0	1,000,000	-	1,000,000
保証金	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,000,000	-	1,000,000
	4,818,016	1,000,000	1,500,000	4,318,016	△ 1,440,133	2,877,883

- 4 役員及びその近親者との取引の内容 該当する役員及びその近親者との取引はありません。
- 5 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項
- 事業費と管理費の按分方法各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当については従事割合に基づき按分しています。

独立監査人の監査報告書

2018年8月27日

特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン セシリア・ビルギッタ・メリン 殿

監查法人 双 研 社

代表社員 業務執行社員

公認会計士 渡江 馬

代表社員 業務執行社員

公認会計士 淡路洋平原

当監査法人は、特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパンの2017年7月1日から201 8年6月30日までの2017年度(FY18: 2017年7月~2018年6月)の財務諸表等、すなわち、貸借対照 表、活動計算書、財務諸表の注記及び財産目録について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、NPO法人会計基準に準拠して財務諸表等を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重 要な虚偽表示のない財務諸表等を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明すること にある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、 当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これ に基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、監査 人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務 諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際し て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、 理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め財務諸表等の表示を検 討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、すべての重要な点において、NPO法人会計基準に準拠して作成されているもの と認める。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上